

【2024年3月27日発行】

■ 人事労務マガジン／特集第219号 ■

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

厚生労働省 X・Facebook は、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式 X>

- 手順1 Xアカウント登録してログイン
- 手順2 <https://twitter.com/mhlwtwitter> をクリック
- 手順3 「フォローする」ボタンをクリック

<厚生労働省公式 Facebook>

- 手順1 Facebook アカウント登録してログイン
- 手順2 <https://www.facebook.com/mhlw.japan> をクリック
- 手順3 「フォローする」ボタンをクリック

【目次】

1. 人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内
2. 時間外労働の上限規制について
建設業で働く方やドライバーの働き方改革について、PR動画を公開しています
3. 2024年度「東京労働大学講座・総合講座」（5月開講／オンライン開催）受講者募集中
4. 【再掲】「財形貯蓄制度」のご紹介 給与天引きの貯蓄制度で従業員の財産形成を支援しましょう

【トピック 1】人材確保等支援助成金(テレワークコース)のご案内

「人材確保等支援助成金(テレワークコース)」は、テレワークを制度として導入・実施することで、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた事業主に助成を行う助成金です。2024年4月1日から施行される制度改正により、さらに活用しやすくなる予定です。改正のポイントは以下のとおりです。

【ポイント①】助成対象事業主の拡大

テレワークを新規に導入する事業主に加えて、テレワークの実施を拡大する事業主についても助成対象となる予定です。

【ポイント②】助成対象となる取り組みの拡充

助成対象となる取り組みとして、以下が追加される予定です。

- ・ 仮想オフィスの導入・運用
- ・ クラウドを用いたコミュニケーションツールの導入・運用
- ・ ペーパーレス化ツールの導入・運用

【ポイント③】機器等導入助成における助成率の拡大

助成率が30%（最大65%）から50%（最大75%）に引き上げられる予定です。

テレワークの導入・定着促進に向けて、人材確保等支援助成金(テレワークコース)の活用をご検討ください。

【詳細はこちら】

mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html

改正後の要領・様式等は4月1日以降に掲載予定です。

【トピック 2】時間外労働の上限規制について

建設業で働く方やドライバーの働き方改革について、PR動画を公開しています

2024年4月から、建設業で働く方、トラック、バス、タクシーのドライバーの方にも時間外労働の上限規制が適用されます。

こうした方々の働き方が変わっていくためには、建設業で働く方やドライバーにお仕事を依頼する私たちの暮らしも変わっていかねばなりません。

厚生労働省では、建設業で働く皆さまやトラック・バス・タクシードライバーの労働環境を改善するため、これらの業界が抱える課題や、国民の皆さまにご協力いただきたいことを、「くらし、はたらき、ともにススメ」というかけ声とともに、広くお伝えしていく活動を行っています。

その活動の一環として、国土交通省と連携の上、俳優の小芝風花さんを起用した PR 動画「はたらきかたススメ」シリーズを作成し、さまざまな媒体で発信しています。

【PR 動画：はたらきかたススメシリーズ】

ショート版（30 秒） <https://www.youtube.com/watch?v=IVzm-abWkZY>

ロング版（3 分 20 秒） https://www.youtube.com/watch?v=H_7_PLvJuNU

トラック編（4 分 15 秒） <https://www.youtube.com/watch?v=6SAGDI fCSUA>

バス編（4 分） <https://www.youtube.com/watch?v=8bwHdRwH7fM>

建設業編（2 分 40 秒） <https://www.youtube.com/watch?v=y5PSPVGOA3s>

昨年 6 月に、厚生労働省・国土交通省が PR 動画の完成発表会を開催しました。イベントには、加藤厚生労働大臣(当時)、斉藤国土交通大臣が登壇し、国民へのメッセージを発信。また、ゲストとして、動画に出演されている小芝風花さんをお招きしました。イベントの様子や大臣、小芝風花さんからのメッセージはこちらに掲載しています。

【イベントの様子はこちら】

厚生労働省 note：「建設業で働く方やドライバーの働き方改革」

<https://mhlw-communication-gov.note.jp/n/na65fe18212f0>

建設業で働く方、ドライバーの皆さまは、社会になくってはならない存在です。

時間外労働の上限規制の適用が開始されてからも、厚生労働省は、引き続き国土交通省とも連携し、取引環境の改善に努めます。

皆さまのご理解、ご協力のほど、よろしくお願いします。

【詳細はこちら】

適用猶予業種の時間外労働の上限規制特設サイト はたらきかたススメ

<https://hatarakikatatusume.mhlw.go.jp/>

【トピック 3】2024 年度「東京労働大学講座・総合講座」（5 月開講／オンライン開催）受講者募集中

「東京労働大学講座・総合講座」は、今回で 73 回目を数え、歴史と伝統を誇る講座です。この講座の内容は、「人事管理・労働経済」「労働法」の 2 部門あり、現代の労働問題を学習するのに最適なトピックス 31 課目を精選して編成されています。講師陣には、当該分野の第一人者を網羅しています。

各学問分野の理論的な視点から、労働市場の現状や課題、労働問題などについての講義を行いますので、ご興味のある方はぜひご参加ください。

・人事管理・労働経済部門

5 月 7 日（火）～7 月 3 日（水）（17 講義日＋試験）

・労働法部門

7 月 9 日（火）～8 月 30 日（金）（14 講義日＋試験）

開催方式：オンライン開催（ライブ配信）※オンデマンド配信ではありません。

配信方法：Zoom ウェビナー利用

講義時間：18:30～20:30（120 分）

受講料：1 部門 35,000 円 ※2 部門一括受講 58,000 円

<https://www.jil.go.jp/kouza/sogo/index.html>

【再掲】

【トピック 4】「財形貯蓄制度」のご紹介 給与天引きの貯蓄制度で従業員の財産形成を支援しましょう

事業主の皆さま、従業員の財産形成を支援して会社の魅力を高めるため、「財形貯蓄制度」を導入しませんか？

■財形貯蓄制度とは

毎月の給与からの天引きによる貯蓄を行う制度で、天引きのため、貯蓄が苦手な方でも安定した財産形成が期待できます。

目的を問わない「一般財形貯蓄」のほか、60歳以降に、生活資金として支払いを受けることを目的とした「財形年金貯蓄」、持家取得または持家の増改築（リフォーム）等を目的とした「財形住宅貯蓄」もあります（財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄の契約は55歳未満の勤労者に限る）。

財形貯蓄制度の導入は、会社が多額の費用をかけずに福利厚生を充実させることができ、優秀な人材の確保につながります。従業員の財産形成をサポートすることで、従業員の生活の安定や勤労意欲の向上につながります。

会社として制度を導入するためのポイントや流れを記載した以下を参考に、ぜひ、導入をご検討ください。

【制度導入におけるポイント】

- ・財形貯蓄は、給与から天引きする仕組みのため、賃金控除協定を労使間で締結する必要があります。
- ・財形貯蓄の取扱機関は、銀行や労働金庫といった金融機関のほか、生命保険会社、損害保険会社、証券会社でも取り扱っているところがあります。

財形貯蓄制度の導入・実施に至るまでの流れは、下記の勤労者退職金共済機構のウェブサイトでご案内しています。

【制度導入までの流れ】

財形貯蓄制度導入までの流れ

<https://www.zaikai.taisyokukin.go.jp/service/save/flowchart.php>

【既に財形制度を導入している事業主の方へ】

以下のウェブサイトでは、社内での周知に利用できるリーフレットのひな形を公開しています。新年度の従業員研修などにお役立てください。

厚生労働省 勤労者財産形成促進制度（財形制度）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000105724.html>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 財形制度特設サイト

<https://www.zaikai.taisyokukin.go.jp/zaikai.php>

■財形持家融資制度とは

財形貯蓄を1年以上利用し、50万円以上の残高を保有している勤労者は、残高の10倍（上限4,000万円）の範囲内で、住宅取得やリフォームのための資金の貸付けを受けられます。

「財形持家融資制度」の導入要件など詳細は、独立行政法人勤労者退職金共済機構のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/service/loan/index.php>

【お問い合わせ】

- ・財形貯蓄制度について

雇用環境・均等局 勤労者生活課 財形管理係

TEL：03-5253-1111（内線5368）

- ・財形持家融資制度について

勤労者退職金共済機構 勤労者財産形成事業本部

TEL：03-6731-2935

=====

★バックナンバー

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/merumaga_page.html

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク）

<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>

- 編集：厚生労働省

- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
- =====